破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３５８号
名古屋市千種区竹越１丁目１番12号　エクセル竹越１Ｂ号、申立時の住所愛知県半田市有楽町６丁目160番地の１
破産者　伊藤　　忠
１　決定年月日　平成27年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８２号
埼玉県入間市大字新久845番地26　23―332
破産者　永島　敏明
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２９号
名古屋市北区光音寺町２丁目39番地、開始決定時の住所名古屋市西区稲生町５丁目71番地の４
破産者　武藤　達雄
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１４号
名古屋市天白区八幡山1405番地
破産者　中村　有孝
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２７号
名古屋市緑区滝ノ水１丁目2401番地　サンユーハイツ滝の水210号
破産者　馬渕　武彦
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７５号
広島市西区大芝１丁目12番７―101号
破産者　吉原　　修
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２号
滋賀県高島市今津町舟橋１丁目１番地８、開始決定時の住所香川県善通寺市上吉田町569番地２　自衛隊上吉田宿舎２―204
破産者　牟田　雄一
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２４９号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目７番８号　ローズハイツ306号
破産者　平田　耕二
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２号
青森県十和田市ひがしの２丁目20番13号、破産手続開始決定時の住所青森県十和田市ひがしの２丁目30番25号
破産者　荒谷　明久
１　決定年月日　平成27年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１３号
青森県十和田市ひがしの２丁目20番13号、破産手続開始決定時の住所青森県十和田市ひがしの２丁目30番25号
破産者　荒谷　郁美
１　決定年月日　平成27年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第４０号
青森県十和田市大字三本木字本金崎126番地５
破産者　中村美智子（旧姓剣吉）
１　決定年月日　平成27年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１６９号
秋田市新屋表町11番15号
破産者　鈴木　幸介
１　決定年月日　平成27年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８号
秋田県北秋田市木戸石字屋布岱121番地１
破産者　疋田　参良
１　決定年月日　平成27年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第８７号
静岡県富士宮市富士見ケ丘1146番地の１　メゾンド桂Ｄ棟
破産者　若林久美子
１　決定年月日　平成27年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０７号
静岡県浜松市東区上石田町214番地　シャイニーフラット101、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市東区小池町1089番地
破産者　神谷　　茂
１　決定年月日　平成27年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１４９５号
札幌市白石区菊水８条１丁目２番31号
破産者　伊藤　　剛
１　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで
２　一般調査期日　平成27年５月11日午前11時
平成27年２月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７２８号
兵庫県明石市鳥羽1488番地の２
破産者　多田　廣義
１　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで
２　一般調査期日　平成27年４月23日午後２時
平成27年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部